

令和 3 年度
標準的な運賃に係る実態調査

報 告 書
(概要版)

令和 4 年 3 月

社会システム株式会社

目次

1. 業務の概要.....	1
1. 1 業務の目的.....	1
1. 2 業務の概要.....	1
1. 3 業務実施体制.....	1
2. 業務内容.....	1
2. 1 一般貨物自動車運送事業者に対する WEB アンケート調査	1
2. 2 荷主に対する WEB アンケート調査	1
2. 3 アンケート調査結果の集計・分析	1
3. アンケート調査の概要.....	2
3. 1 調査概要.....	2
3. 2 主な調査項目	3
4. アンケート結果.....	4
4. 1 回答事業者・企業の概要.....	4
4. 2 共通調査項目の比較分析	5
4. 3 事業者に対するアンケート（独自項目）の分析	7
4. 4 荷主企業に対するアンケート（独自項目）の分析	9
5. まとめ.....	10

1. 業務の概要

1. 1 業務の目的

平成 30 年に、議員立法により貨物自動車運送事業法が改正され、法令を遵守して経営する際の参考となる運賃を示すための「標準的な運賃の告示精度」が創設された。

国土交通省は令和 2 年 4 月に、創設された「標準的な運賃」を告示したところ、本調査はその浸透状況を含む実態等の把握を行うことを目的とする。

1. 2 業務の概要

発注者：国土交通省自動車局貨物課

履行期間：令和 4 年 1 月 28 日～令和 4 年 3 月 31 日

1. 3 業務実施体制

貨物自動車運送事業に係る知見を十分に有する 4 名を中心に行った。

2. 業務内容

2. 1 一般貨物自動車運送事業者に対する WEB アンケート調査

一般貨物自動車運送事業者に対して、標準的な運賃の浸透・活用状況等に関するアンケート調査を実施し、標準的な運賃に関する実態を把握した。アンケート調査にあたっては、(公社)全日本トラック協会の会員事業者を対象に、WEB アンケートを実施した。

2. 2 荷主に対する WEB アンケート調査

一般貨物自動車運送事業者と同様に、荷主企業に対して、標準的な運賃の浸透・活用状況等に関するアンケート調査を実施し、標準的な運賃に関する実態を把握した。アンケート調査にあたっては、国土交通省自動車局貨物課で作成した荷主リスト（500 者程度を想定）に基づき、貨物課がアンケート WEB ページを添付した電子メールで送付し、荷主企業に回答いただいた。

2. 3 アンケート調査結果の集計・分析

アンケート調査結果を踏まえ、単純集計や必要に応じてクロス集計を実施することで、地域や企業規模別の標準的な運賃の浸透状況等の実態を整理・分析する。

3. アンケート調査の概要

一般貨物自動車運送事業者及び荷主企業における標準的な運賃の浸透・活用状況等を把握するために、アンケート調査を実施した。

3. 1 調査概要

一般貨物自動車運送事業者に対するアンケート調査では、(公社)全日本トラック協会の機関誌である「広報とらっく」によりアンケートの案内を行うとともに、調査依頼票を送付し、会員事業者には WEB 上で回答を行っていただいた。調査期間は 30 日間で、回収票は 2,406 票だった。

また、荷主企業に対するアンケート調査では、一般貨物自動車運送事業者への調査とは異なり、国土交通省自動車局貨物課で作成した荷主リスト（500 者程度を想定）に基づき、国土交通省自動車局貨物課がアンケート WEB ページを添付した電子メールで送付し、荷主に WEB 上で回答いただいた。調査期間は 14 日間で、回収票は 71 票だった。

下表に、各アンケートの調査概要を示す。

表 一般貨物自動車運送事業者に対する WEB アンケート調査概要

項目	内容
調査期間	2022 年 3 月 1 日（火）～3 月 30 日（水）（30 日間）
調査対象	全日本トラック協会の会員事業者
配布方法	全日本トラック協会機関誌によりアンケートを案内 機関誌上に回答依頼文掲載 各都道府県トラック協会へ調査周知
回答・回収方法	WEB アンケート
回収票数	2,406 票
対象者数	40,468 者
回収率	5.9 %

表 荷主に対する WEB アンケート調査概要

項目	内容
調査期間	2022 年 2 月 24 日（木）～3 月 9 日（水）（14 日間）
調査対象	国土交通省自動車局貨物課が作成した荷主リスト掲載企業
配布方法	国土交通省自動車局貨物課よりメール配布
回答・回収方法	WEB アンケート
回収票数	71 票
配布票数	270 票
回収率	26.3 %

3. 2 主な調査項目

標準的な運賃の浸透・活用状況等を把握するため、以下の項目に準じたアンケート票を作成した。下表に、アンケートにおける主な調査項目を示す。なお、調査票作成にあたっては、監督職員と十分に協議の上で作成した。

表 主な調査項目

事業者アンケート	荷主アンケート
① 事業者の概要 (企業規模、主な取扱品目等) ② 標準的に運賃の認知状況 ・標準的な運賃の認知について ・標準的な運賃の説明会等参加の有無 ③ 標準的な運賃の活用状況 ・標準的な運賃を考慮した自社運賃の原価計算について ・自社運賃と標準的な運賃の乖離について ・標準的な運賃の届出の有無について ④ 荷主との運賃交渉状況 ・荷主への標準的な運賃の提示の有無 ・荷主の対応状況について ⑤ その他 ・標準的な運賃制度に関する自由記述	① 事業者の概要 (企業規模、主な取扱品目等) ② 標準的な運賃の認知状況 ・標準的な運賃の認知について ・標準的な運賃の説明会参加の有無 ③ 貨物自動車運送事業者との運賃交渉状況 ・貨物自動車運送事業者から新たな運賃の提示の有無 ・荷主の対応状況について ④ その他 ・標準的な運賃制度に関する自由記述

4. アンケート結果

回答が得られた運送事業者 2,406 者、荷主企業 71 者について、集計・分析を行った。

4. 1 回答事業者・企業の概要

(1) 所在地域（運輸局）

アンケートに回答した事業者の所在地域について、中部運輸局に所在する事業者が約 3 割、関東運輸局に所在する事業者が約 2 割であった。荷主企業では、関東運輸局が約 4 割、次いで中部運輸局が約 2 割だった。

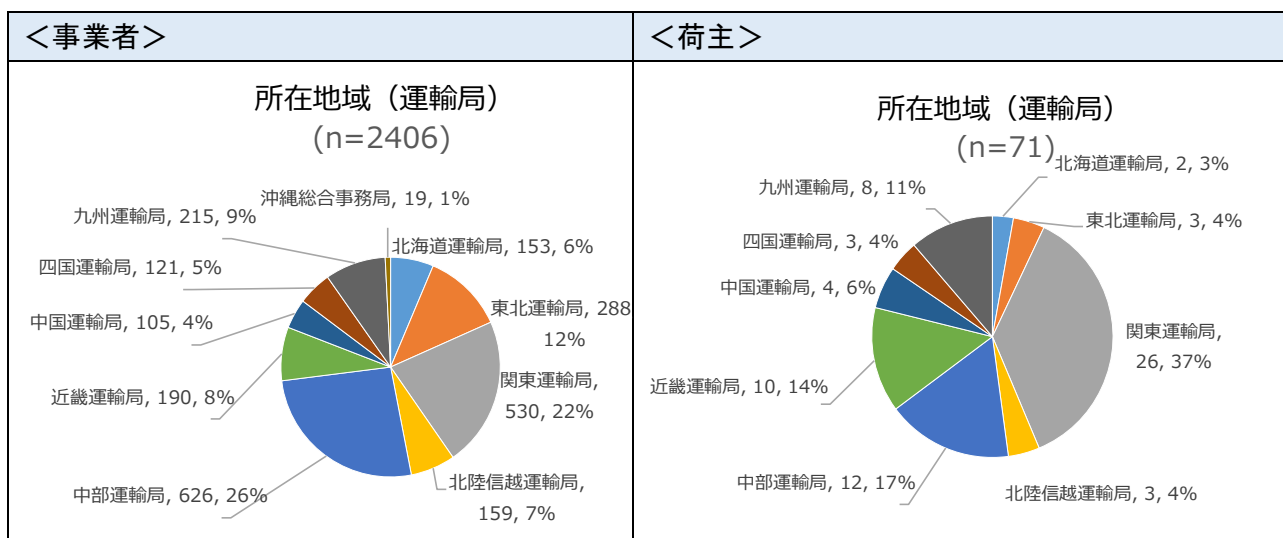


図 回答の比較（所在地域）

(2) 従業員数

アンケートに回答した事業者の従業員数について、30 人以下の事業者が約 6 割であったのに対し、荷主企業は 101 人以上の企業が約 6 割であった。

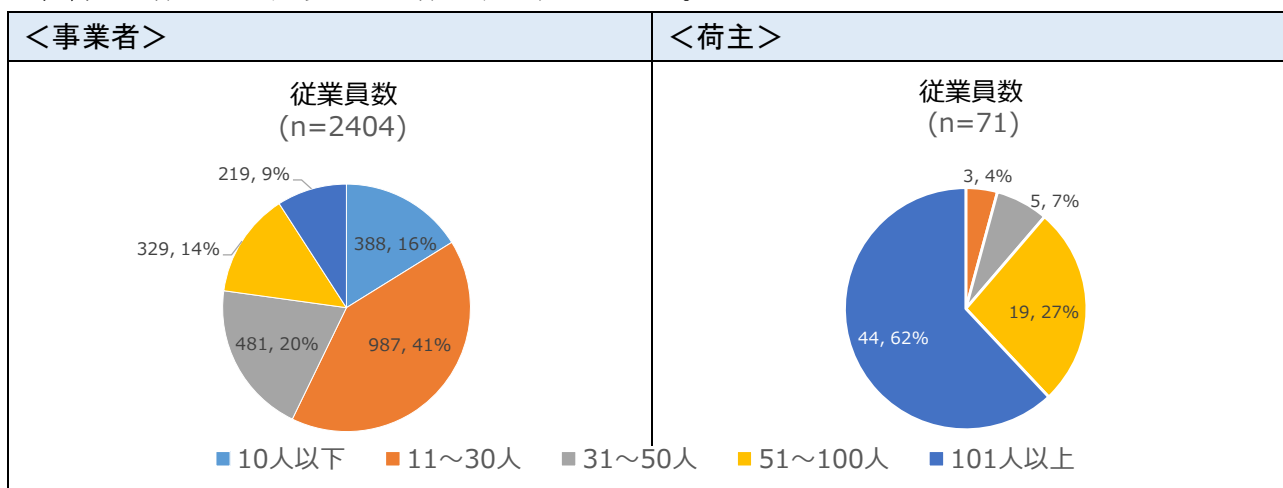


図 回答の比較（従業員数）

4. 2 共通調査項目の比較分析

事業者、荷主へのアンケートにおける共通項目について回答結果の比較を行った。なお、事業者と荷主企業でサンプル数に差があり、統計的な差異を示すことは難しいことから、それぞれの回答傾向を比較するものとする。

(1) 標準的な運賃の認知状況

標準的な運賃について「知っている」と回答した者は、事業者で 96%、荷主企業で 92%であり、両者 9 割以上が標準的な運賃について認知している結果となった。

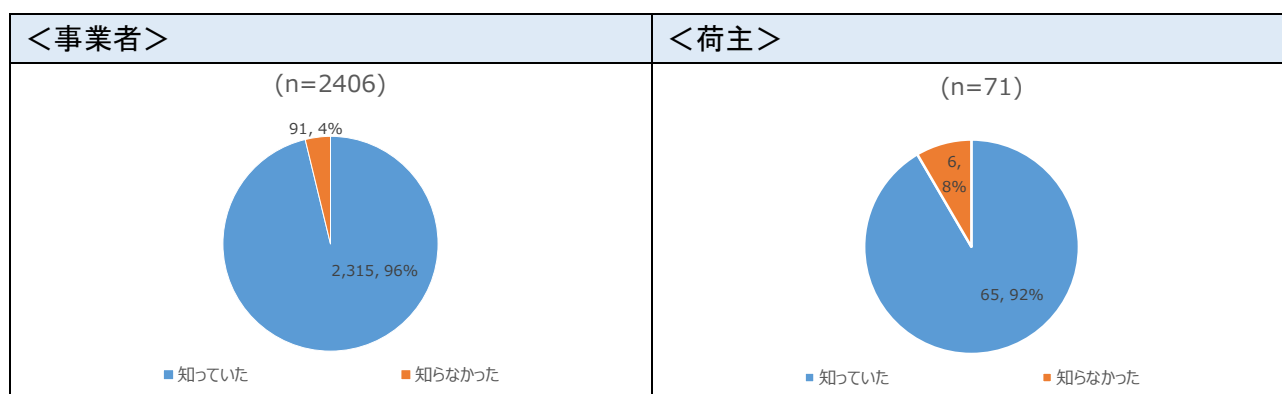


図 回答の比較（標準的な運賃の認知状況）

(2) 標準的な運賃の認知内容

標準的な運賃を「知っている」と回答した、2,315 の事業者及び 65 の荷主企業に、その認知の内容について回答を求めたところ、標準的な運賃という名称のみでなく内容まで理解している者は、事業者で 80%、荷主企業で 74%と大きな差は見られなかった。一方、認知の内容について詳細にみていくと、「金額や原価計算の方法などすべて理解している」と回答した者について、事業者で 33%、荷主企業で 23%と 10 ポイント程度の差がついており、事業者の方が標準的な運賃についての理解度が高い傾向にあった。

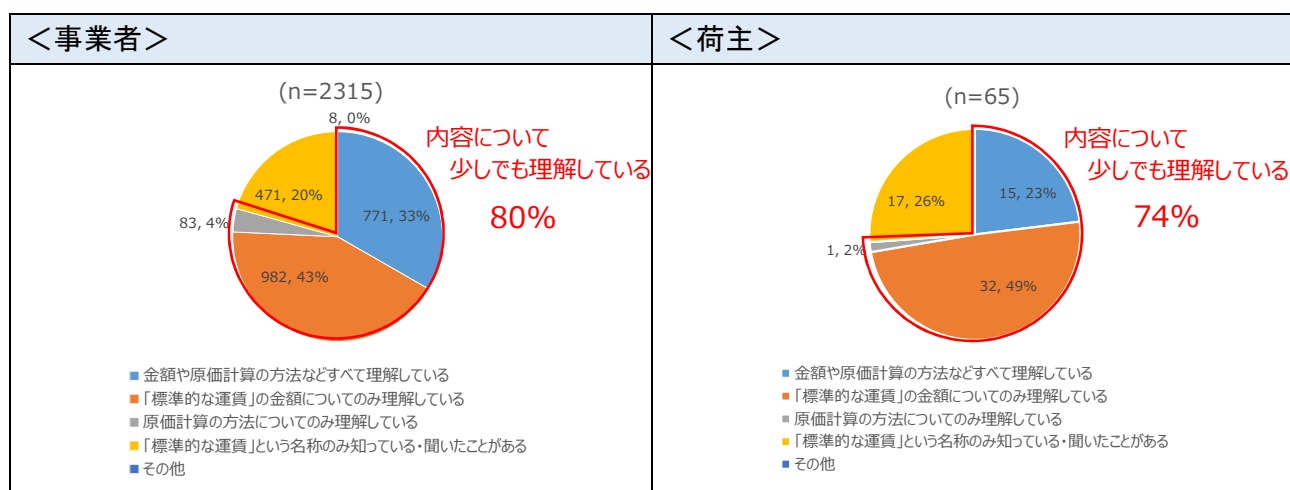


図 回答の比較（標準的な運賃の認知内容）

（３）運賃の提示状況

標準的な運賃を「知っている」事業者のうち、原価計算を「実施している」「実施していない」と回答した事業者 1,825 者と荷主企業 65 者に、荷主／事業者への新たな運賃（標準的な運賃、または標準的な運賃を考慮した自社運賃）の提示状況の有無を尋ねた。

「新たな運賃を提示していない／新たな運賃は提示されたことがない」と回答した者は、事業者で 48%、荷主企業で 68%であった。本調査で回答が得られた荷主企業では、事業者と比較して新たな運賃の提示経験が少ない傾向にあった。「標準的な運賃を考慮した自社運賃を提示している／提示されたことがある」と回答した者は、両者 3 割程度と大きな差異はみられなかった。また、回答荷主企業のうち、「標準的な運賃を提示された」企業はなかった。

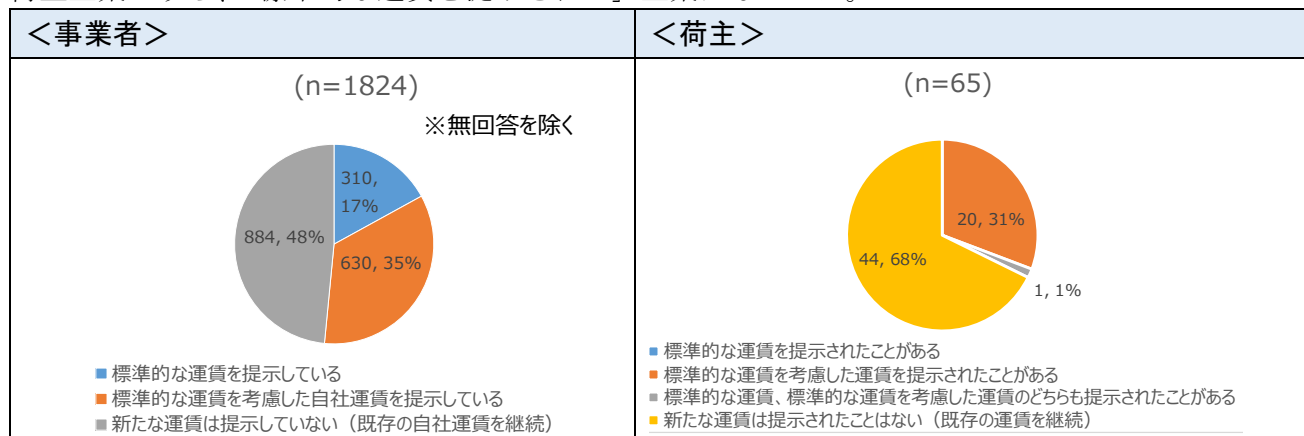


図 回答の比較（標準的な運賃の認知内容）

（４）新たな運賃提示への対応

「標準的な運賃を提示している／提示されたことがある」または「標準的な運賃を考慮した自社運賃を提示している／提示されたことがある」と回答した事業者 940 者と荷主企業 21 者に、新たな運賃（標準的な運賃、または標準的な運賃を考慮した自社運賃）を提示した際の荷主企業の対応または新たな運賃を提示された際の事業者への対応について回答を求めた。

事業者が荷主企業から受けた対応として、新たな運賃へ「理解が得られた」（「理解が得られた」「一定の理解を得られた」と回答した）事業者は全体の 33%であった。一方で、荷主企業が事業者へおこなった対応として、新たな運賃を受け入れた（「新たな運賃を受け入れた」または「新たな運賃について一定程度受け入れた」と回答した）荷主企業は全体の 62%であった。両者のサンプル数の差はあるものの、事業者と荷主企業で新たな運賃提示への対応に差があることがわかった。

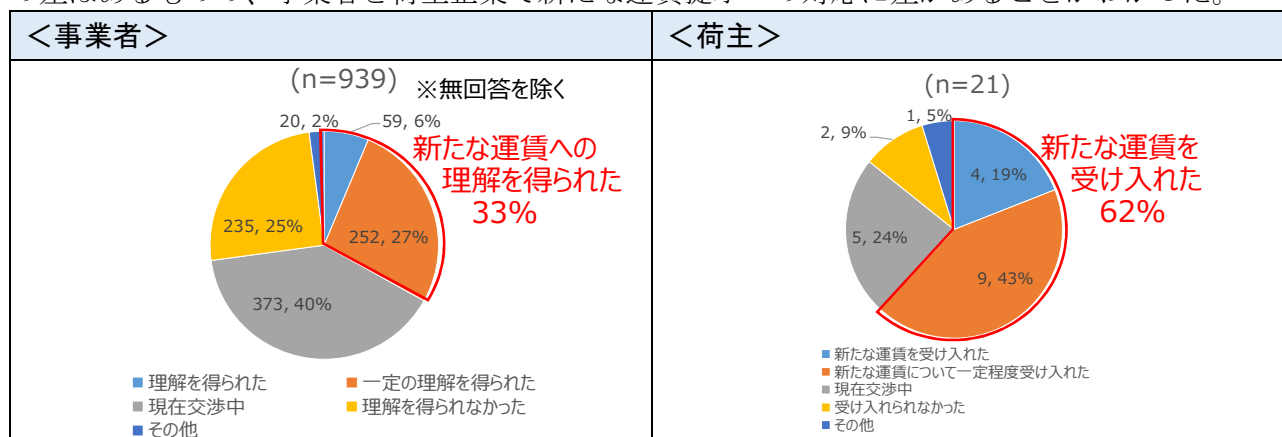


図 回答の比較（新たな運賃提示への対応）

4. 3 事業者に対するアンケート（独自項目）の分析

事業者独自の調査項目について、回答結果を示す。

（１）原価計算の実施状況

標準的な運賃を「知っている」と回答した 2,315 事業者について、標準的な運賃を考慮した自社運賃の原価計算の実施状況についての回答を求めたところ、「原価計算を実施した」事業者は 32%、「原価計算は実施していない」事業者は 47%、「現在計算中」の事業者は 21%だった。アンケート実施時点で、実際に原価計算を実施した事業者は全体の 3 割程度にとどまっている。

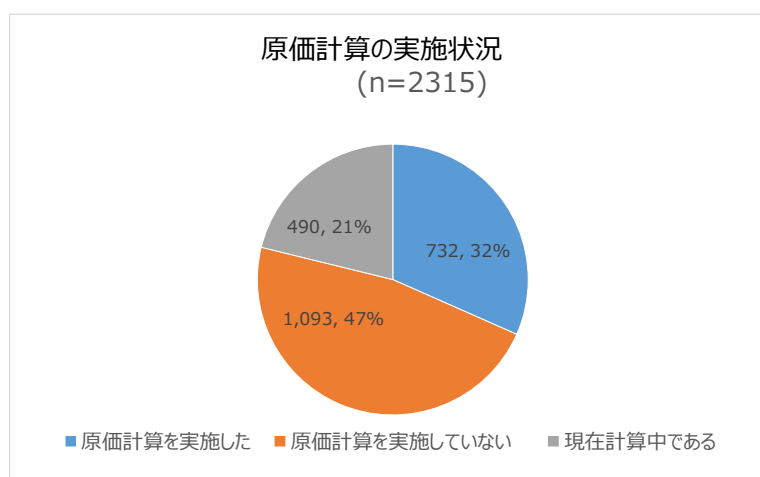


図 【事業者】 原価計算の実施状況

（２）標準的な運賃と自社運賃の乖離

「原価計算を実施した」と回答した 710 事業者について、標準的な運賃と計算した自社運賃にどれだけ乖離があるかについて回答を求めた。標準的な運賃を 100%とした場合の自社運賃の割合をたずねたところ、計算した自社運賃が標準的な運賃よりも安いと回答した事業者は、全体の 9 割以上を占めた。

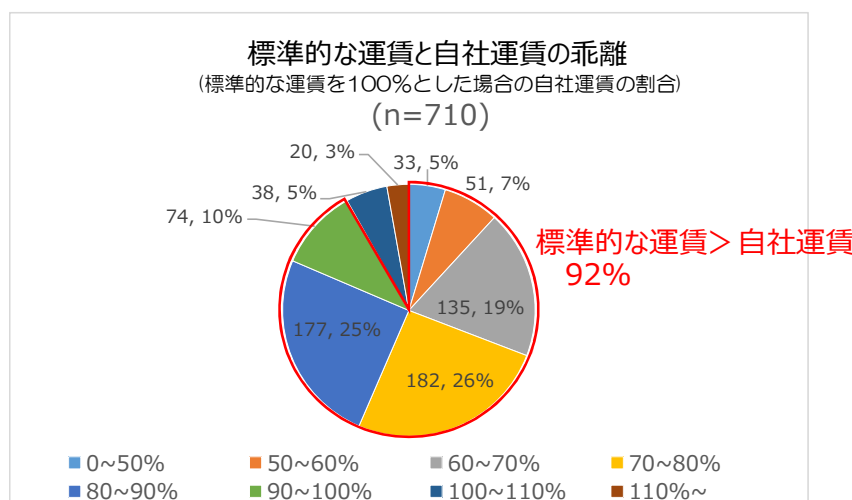


図 【事業者】 標準的な運賃と自社運賃の乖離

（３）運輸局への標準的な運賃の届出状況

「標準的な運賃を提示している」または「標準的な運賃を考慮した自社運賃を提示している」と回答した事業者に対し、標準的な運賃の告示が行われた令和２年４月以降に、運輸局等への運賃の届出状況について回答を求めた。「標準的な運賃で変更届出をおこなった」「標準的な運賃を考慮した自社運賃で変更届出をおこなった」を選択した、既存の運賃を改めて標準的な運賃を考慮した届出を行った事業者は全体の 83% だった。一方で、既存の運賃から変更を行っていない事業者は全体の 14% だった。

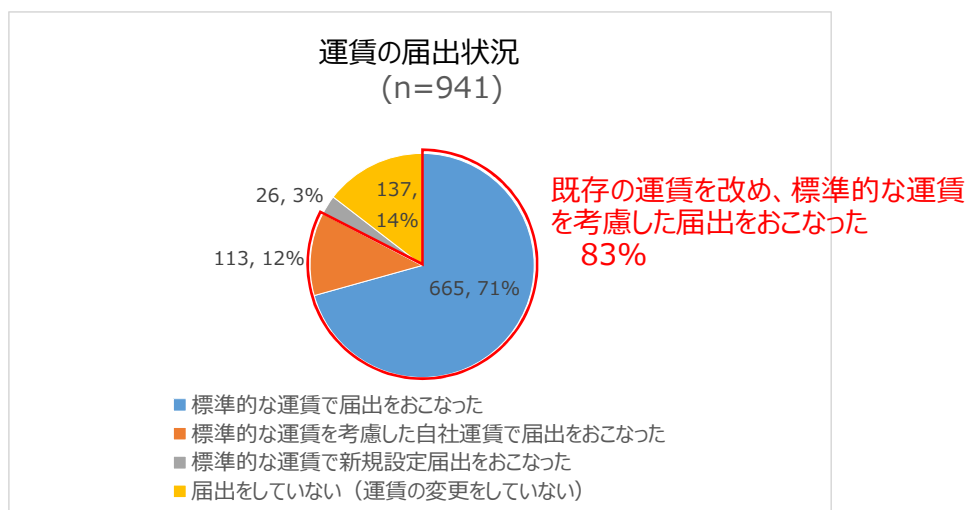


図 【事業者】 運輸局等への運賃の届出状況

（４）届出運賃による事業の改善状況

「標準的な運賃で変更届出をおこなった」または「標準的な運賃を考慮した自社運賃で変更届出をおこなった」と回答した事業者に対し、届出運賃による事業の改善状況について回答を求めた。「賃金を改善した」と回答した事業者が 29%、「車両を更新した」と回答した事業者が 16%、「附帯作業の削減をした」と回答した事業者が 13% だった。一方で、届出運賃によって「特に改善した点はない」と回答した事業者は 38% に及んだ。

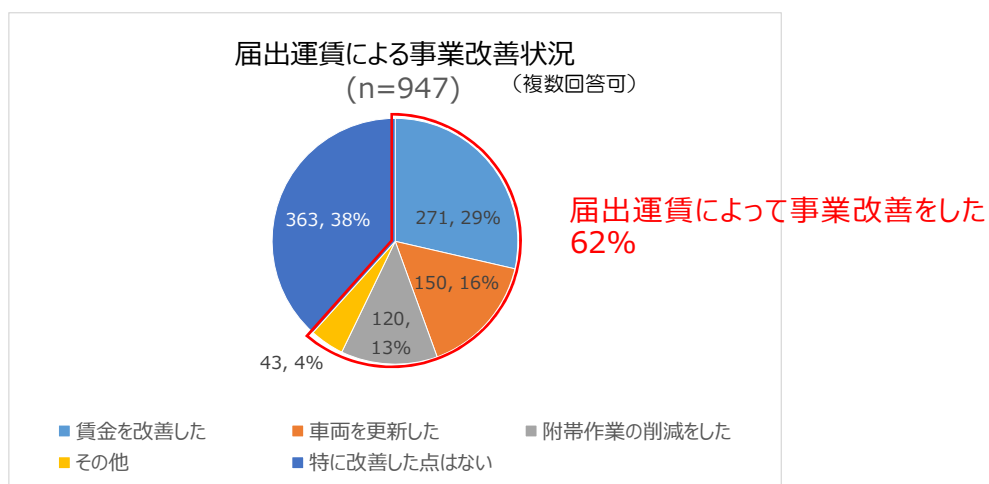


図 【事業者】 届出運賃による事業改善状況

4. 4 荷主企業に対するアンケート（独自項目）の分析

事業者独自の調査項目について、回答結果を示す。

（１）周知依頼の有無

国土交通省、全日本トラック協会では、標準的な運賃の周知・浸透を図るために、運送事業者や荷主企業へリーフレットの送付や文章の発出等の取り組みを行っている。

そこで、標準的な運賃を「知っている」と回答した 65 企業について、国土交通省や全日本トラック協会から、標準的な運賃に関する周知依頼の有無について回答を求めたところ、国土交通省、全日本トラック協会のいずれか、または両方から依頼を受けたことがある企業は 57%であり、半数以上の企業が周知依頼を受けたことがあることがわかった。

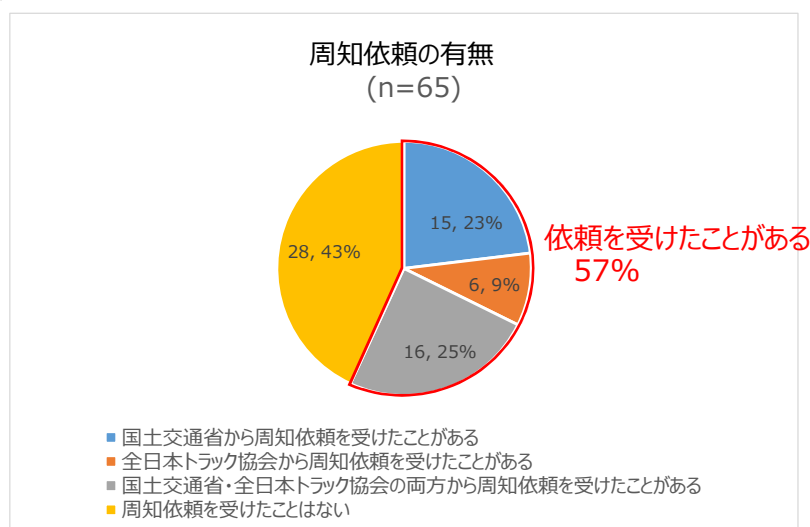


図 周知依頼の有無

（２）「標準的な運賃」に関する認知度向上策

回答者全員（71 企業）に、荷主向けの標準的な運賃に関する認知度向上のために、必要なコンテンツについて回答を求めたところ、「説明会やセミナーの実施」が 51%であり、うち 8 割はオンラインでの実施を求める声が多かった。「ハンドブック等」は 24%、「解説動画の配信」は 23%であり、時間や場所を選ばず何度も見返せるコンテンツを求める声も多かった。

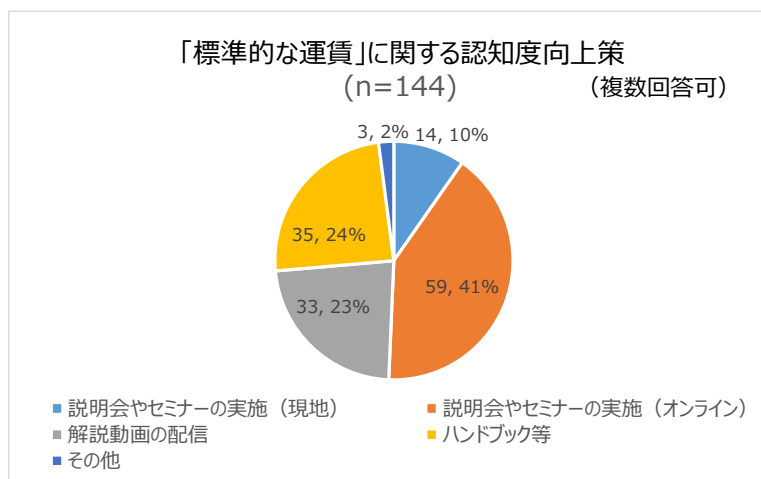


図 「標準的な運賃」に関する認知度向上策

5. まとめ

本調査では、「標準的な運賃」の浸透状況を把握するために、一般貨物自動車運送事業者及び荷主企業に対し WEB アンケート調査を実施した。得られた知見を以下に整理する。

(1) 運送事業者

- ・標準的な運賃の認知度については、回答事業者の 96% (2,315 者) が認知しており、そのうちの約 3 度が「金額や原価計算の方法などすべて理解している」と回答した。
- ・標準的な運賃に関する説明会やセミナーに参加したことがある事業者は約半数であった。
- ・標準的な運賃を考慮した自社運賃の原価計算については、約 3 割の事業者が既に実施済み、約 2 割が計算中と回答したが、残りの約 5 割は原価計算を実施していない状況であった。
- ・標準的な運賃と自社運賃の乖離については、9 割以上の事業者が標準的な運賃は自社運賃を上回ると回答した。
- ・新たな運賃（標準的な運賃、または標準的な運賃を考慮した自社運賃）を荷主企業へ提示した際に、理解が得られたと回答した事業者は約 3 割だった。
- ・令和 2 年 4 月以降に運輸局等へ新たな運賃（標準的な運賃、または標準的な運賃を考慮した自社運賃）で届出を行った事業者は、約 8 割だった。また、燃油サーチャージの届出を行った事業者は約 5 割だった。

◆取引形態別

- ・元請事業者よりも実運送事業者の方が、新たな運賃に対する荷主からの理解を得られにくい傾向や新たな運賃届出による事業改善が行われにくい傾向が見られた。

◆取扱品類別

- ・「林産品」「軽工業品」を主に取扱う事業者は、標準的な運賃に関する説明会やセミナーに参加している傾向があり、標準的な運賃に関する内容への理解度も高い傾向を示した。
- ・「林産品」「金属機械工業品」「雑工業品」を主に取扱う事業者では運賃とは別に待機時間料、附帯業務料、高速道路料金の項目について別途規定している傾向にあった。

◆運輸局別

- ・標準的な運賃に関する認知内容については、近畿運輸局に所在する事業者は「金額や原価計算の方法などすべて理解している」と回答した割合が高い傾向にあった。
- ・標準的な運賃に関する説明会やセミナー等への参加状況としては、九州運輸局、東北運輸局、中国運輸局に所在する事業者の参加率が高い傾向にあった。
- ・標準的な運賃を提示した際の荷主の対応として、「荷主からの理解が得られた」と回答をしたのは北海道運輸局や沖縄総合事務局に所在する事業者の割合が高い傾向を示した。

◆都道府県別

- ・標準的な運賃に関する認知内容については、全体と比較して愛媛県や秋田県に所在する事業者の「金額や原価計算の方法などすべて理解している」と回答した割合が高い傾向にあった。

- ・標準的な運賃に関する説明会やセミナーに参加したことがある事業者は、鳥取県、愛媛県、大阪府、福島県に所在する事業者の割合が高い傾向にあった。
- ・「待機時間料」については滋賀県と福島県に所在する事業者で、「積込・取卸料」については滋賀県、大分県、富山県に所在する事業者で、「附帯作業料」については滋賀県、大分県に所在する事業者で、「高速道路料金」については山梨県、鳥取県、長崎県、熊本県に所在する事業者で、「燃油サーチャージ」については、秋田県、鳥取県、大分県に所在する事業者で別途規定している割合が高い傾向にあった。

（２）荷主企業

- ・標準的な運賃の認知度については、回答企業の 92%（71 者）が認知しており、そのうちの約 2 度が「金額や原価計算の方法などすべて理解している」と回答した。
- ・国土交通省や全日本トラック協会から、標準的な運賃に関する周知依頼を受けたことがある企業は、約 6 割だった。
- ・標準的な運賃の認知度向上策として、説明会やセミナーの実施が約 5 割であり、そのうちの 8 割はオンラインでの実施を希望していた。
- ・新たな運賃（標準的な運賃、または標準的な運賃を考慮した自社運賃）を事業者から提示された際に、受け入れたと回答した企業は約 6 割だった。

（３）共通調査項目の比較

- ・標準的な運賃の認知度は両者 9 割以上であったが、金額や原価計算の方法までを理解している者については、事業者で約 3 割、荷主で約 2 割であった。
- ・新たな運賃（標準的な運賃、または標準的な運賃を考慮した自社運賃）を提示した／された場合の対応について、「荷主の理解が得られた」と回答した事業者側は約 3 割であったのに対し、「受け入れた」と回答した荷主は約 6 割であり、回答に乖離が生じていた。

